

## 中小企業に関わる確定拠出年金の新制度について

順調な普及と拡大が続く確定拠出年金（DC）において、法改正（2018年5月1日施行）により、新たな制度が2つ創設されました。いずれも、中小企業における確定拠出年金の普及を後押しすることを目的としたものです。その新制度の概要や課題等を、今回のCBCA NEWSで取り上げます。

### 1. 中小事業主掛金納付制度

中小事業主掛金納付制度は、企業年金を実施していない中小企業が、iDeCo（個人型DC）に加入する従業員の掛金に追加して、事業主が掛金を拠出することができる制度です。事業主と従業員との掛金の合計が月額5,000円～23,000円に収まる範囲での拠出が可能です。

## 中小事業主掛金納付制度

項目	内容	中小事業主掛金の拠出方法
実施手続	・中小事業主掛金の拠出や掛金額の変更について、国民年金基金連合会及び厚生労働大臣へ届出(法律) ※申請窓口を国基連に統一	<input type="checkbox"/> 中小事業主掛金の額は定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能  <input type="checkbox"/> 個人型年金加入者掛金が、拠出区分期間ごとに掛金拠出を行う場合は、当該拠出区分期間ごとに中小事業主掛金を拠出できる(政令) ※拠出区分期間の中小事業主掛金額を0円と設定することが可能(通知)  <input type="checkbox"/> 掛金拠出単位期間(1年間)につき1回に限り変更することができる。
事業主の条件	・企業型DC、DB及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員(第1号厚生年金被保険者)100人以下の事業主(法律)※	
拠出の対象者	・iDeCoに加入している従業員(法律)のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者(政令) ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能。	<p>国民年金基金連合会 (iDeCo実施機関)</p> <p>従業員 (iDeCo加入) → 加入者掛金</p> <p>事業主 → 事業主掛金</p> <p>【中小事業主掛金納付制度】 加入者掛金に追加で、事業主が掛金拠出。</p>
労使合意	・中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要(法律)	

出所：厚生労働省

事業主と加入者の両者とも掛金を拠出することを「マッチング拠出」と言います。

既に、企業型DCにおいて、事業主が掛金を拠出する際に加入者が上乗せする方式のマッチング拠出は行われています。今回の中小事業主掛金納付制度では、個人型DCにおいて、加入者が掛金を拠出する際に事業主が上乗せする方式でマッチング拠出を行います。つまり、企業型DCと個人型DCのいずれでもマッチング拠出が可能になったということです。

では、具体的には、どのような企業が中小事業主掛金納付制度の導入対象となるのでしょうか。

制度を実施できる企業の要件として、①従業員（使用する第1号厚生年金被保険者）が100名以下であること、②企業型DC、確定給付企業年金、厚生年金基金のいずれも実施していないこと、③制度を実施することについて労使合意を得ること、となっています。また、制度実施時や従業員の変動時などには届出が必要になり、拠出は授業主経由で行うなど、企業に若干の事務負担が掛かります。ま

た、個人型 DC を利用するため、企業型 DC のように運営管理機関から積極的な働きかけを受けることはないと思われれます。

しかしながら、ごく小人数規模の企業においては、企業型 DC を導入することと比べれば、当制度を実施するハードルはさほど高くありません。具体的には、従業員が数名～十数名程度の企業で、労使関係が良く、福利厚生への意識が高い事業主を中心に、当制度が普及する可能性はあります。

## 2. 簡易企業型年金

簡易企業型年金は、設立条件を一定程度パッケージ化された制度とすることで、設立時に必要な書類等を削減して設立手続きを緩和するとともに、制度運営についても負担の少ないものにするなど、中小企業向けにシンプルな制度設計とした企業型年金です。

	企業型年金	簡易企業型年金
事業主の条件	厚生年金適用事業所の事業主	厚生年金適用事業所の事業主であって、使用する第1号厚生年金被保険者が <sup>※</sup> 100人以下※1
加入者の範囲	第1号等厚生年金被保険者 (一定の資格を定めることは可)	第1号等厚生年金被保険者 (一定の資格を定めることは不可)
事業主掛金の算定方法	定額、定率、定額+定率	定額
加入者掛金の額	2つ以上の額から選択	選択肢は1つでも可
商品提供数	3本以上35本以下 (ただし、施行日時時点で35本超の場合は、施行後5年は施行日時時点の商品数が上限)	2本以上35本以下

出所：厚生労働省

簡易企業型年金は、事業主の事務負担を軽減することで、人事・総務部門が手薄な中小企業の企業型 DC の導入のハードルを低くしようとするものです。一方で、全ての従業員を加入させなければならないほか、掛金の算定方法は「定額」のみに限定されるなど、制度設計は硬直的なものとならざるを得ません。

また、既に各運営管理機関は、パッケージ化された「総合型」企業 DC を中小企業向けに推進しています。運営管理機関が簡易型をどの程度推進していくのか、総合型との住み分けはどうか、簡易型の制度設計は事業主のニーズに見合うものなのかなど、その普及には不確定な要素や課題が少なくないと言えるでしょう。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先